

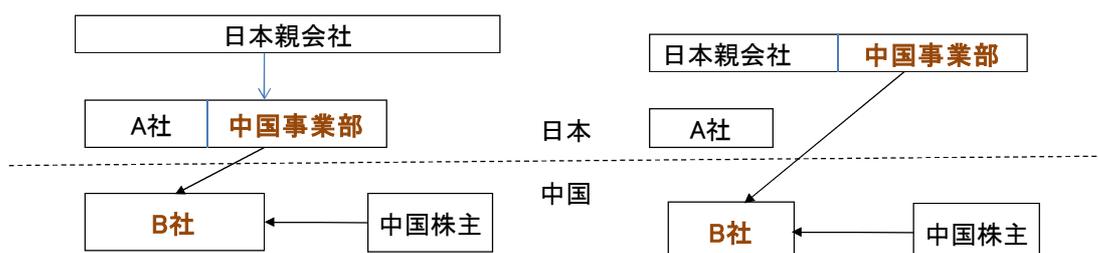
中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国組織再編税制～日本親会社の吸収分割

中国で事業を展開する日本法人が再編した場合に、中国で課税問題が発生することがあります。今回は日本法人の吸収分割における日本・中国での課税関係について解説します。

吸収分割スキーム

日本親会社が、その子会社である A 社の中国事業を日本親会社に吸収分割することによって、A 社の中国事業部所管の中国合弁会社 B 社を、日本親会社の子会社にしました。



課税関係

日本親会社と A 社の吸収分割により、中国 B 社株式の所有権は A 社から日本親会社に移転しました。B 社株式の移転にかかる日本および中国の課税関係は次の通りとなります。

▶ 日本において

分割に伴う資産・負債は時価により移転されたものとされ、承継された資産・負債にかかる収益または損失を認識しなければなりません。ただし、我が国の適格分割の条件に満たす場合は、移転資産の簿価による引継ぎにより課税関係は生じません。

▶ 中国において

中国法では、株式の譲渡所得については、その出資法人の所在地が中国にある限りすべて中国国内源泉所得に該当するため、A 社の B 社株式に係る譲渡所得について A 社は中国で 10% に相当する企業所得税を申告・納付しなければなりません。

ただし、本件株式譲渡が中国の特殊性税務処理(適格組織再編)の要件を満たしていれば、当該譲渡益課税が繰り延べられることとなります(財税[2009]59号)。

- 合理的な再編目的があること
- 買収企業(日本親会社)が取得する持分が、被買収企業(中国 B 社)の全体株式の 75% 以上であること
- 買収により、被買収法人の株主(日本 A 社)が受ける金銭対価が全体取引価額の 15% 以下であること
- 再編後の 12 カ月間、再編資産の実質的経営活動が変更されないこと
- 再編により、株式譲渡益に対する課税率を変更しないこと
- 被買収企業の株主(日本親会社)は 3 年以内に買収企業(中国 B 社)の株式を譲渡しない旨の書面承諾書を税務機関に提出すること

お見逃しなく！

中国 B 社は日本法人 A 社および中国株主の合弁会社であり、中国の会社法および中国 B 社の定款の(株式の譲渡制限)規定により、A 社は B 社株式を第三者(日本親会社)に譲渡する場合は、中国株主の事前同意を得る必要があります。また、日本親会社が簿価により B 社株式を引き継ぐ場合、中国株主が優先購買権を行使するリスクがあるため、注意が必要です。